

総基事第95号
障企自発0402第1号
令和3年4月2日

都道府県
各指定都市 障害福祉主管課 御中
中核市

総務省総合通信基盤局電気通信事業部
事業政策課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長

電話リレーサービスに関する周知広報等について

平素より情報通信行政にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

聴覚や発話に障害のある方が手話通訳オペレータ等を介して電話をかけることにより通話の相手方との意思疎通を可能とする電話リレーサービスの提供に関して、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）が昨年12月1日に施行されました。同法の施行後、総務大臣は、令和3年1月13日に、電話リレーサービスを提供する業務を行う「電話リレーサービス提供機関」として一般財団法人日本電話リレーサービスを、電話リレーサービス提供機関に対して電話リレーサービス提供業務の費用に充てる交付金を交付する業務を行う「電話リレーサービス支援機関」として一般社団法人電気通信事業者協会を、それぞれ指定しました。

電話リレーサービス提供機関の令和3年度事業計画では、令和3年7月1日から公共インフラとしての電話リレーサービスの提供を開始することとされています。また、電話リレーサービス支援機関の令和3年度事業計画では、令和3年度半ばから交付金の交付及び負担金の徴収に係る運用を開始することとされています。

電話リレーサービスの普及のためには、広く国民に電話リレーサービスの制度が認知されるところとともに、聴覚障害者等に電話リレーサービスの存在、登録方法や利用方法等が認知されることが必要です。

つきましては、貴自治体におかれましては、下記について、周知にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（なお、各都道府県総務窓口あてに、電話リレーサービスに関する理解の促進等の周知広報の通知を発出しているのでご了知ください。）

記

1 電話リレーサービスに対する各市区町村、情報提供施設への周知依頼

電話リレーサービスの利用が社会的に普及し、多くの聴覚障害者等の方にご利用いただくためには、電話リレーサービスの制度、登録方法、利用方法等を認知いただき、その利便性等を理解いただくことが必要です。

このため、本通知について、貴自治体内の聴覚障害者情報提供施設、関係団体、各市区町村（都道府県のみ）等に対して、周知頂くようお願いいたします。

2 電話リレーサービスに関する地域の聴覚障害者等への周知広報

電話リレーサービスの利用が社会的に普及し、多くの聴覚障害者等の方にご利用いただくためには、電話リレーサービスの制度、登録方法、利用方法等を認知いただき、その利便性等を理解いただくことが必要です。

このため、地域における聴覚障害者等に対して、聴覚障害者情報提供施設や関係団体等と連携の上、パンフレットの配布、ホームページでの広報等を通じた、電話リレーサービスの制度等に関する積極的な周知広報のご対応をお願いいたします。

また、電話リレーサービスに関するパンフレットを送付するので、聴覚障害者対応窓口等へ設置・配布するようにお願いいたします。

別途、電話リレーサービスに関するポスターを配布予定（5月頃）であり、当該ポスターを、電話リレーサービスの提供が開始される7月の前後2ヶ月程度、集中的に対応窓口近くに貼付するなど、積極的な周知広報のご対応をお願いいたします。

3 電話リレーサービスに関する問合せ対応

各地域における聴覚障害者等から、電話リレーサービスに関する問合せや登録希望等があった場合には、電話リレーサービス提供機関をご紹介いただくなどのご対応をお願いいたします。

【問合せ先】

電話リレーサービス提供機関（一般財団法人 日本財団電話リレーサービス）

電話番号：03-6275-0910

F A X : 03-6275-0913

メール : info@nftrs.or.jp

<https://nftrs.or.jp/>

【添付資料】 電話リレーサービスのパンフレット

【本件連絡先】

総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

担 当：川野補佐、北山係長、増田官

電 話：03-5253-5837

メール：telephone-relay@ml.soumu.go.jp